

第5号様式（証人等調書）

☒ 証 人 ☐ 本 人 ☐ 鑑定人 ☐ 調 書 （この調書は、第 16 回口頭弁論調書と一体となるものである。）		裁判所書記官印 
事 件 の 表 示	別 紙 の と お り	
期 日	平成 17 年 7 月 6 日 <u>午前</u> ・午後 10 時 00 分	
氏 名	^{う え は ら ひ ろ こ} 上 原 公 子	
年 齢	歳	
住 所		
宣誓その他の状況	☒ 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 ☒ 証人が偽証をした場合の罰を ☐ 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を ☐ 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 ☐ 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 ☐ 後に尋問されることになっている ☐ 証人 ☐ 在廷しない。 ☐ 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 ☐	
陳 述 の 要 領		
別紙反訳書のとおり		
		以 上

- （注） 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

事 件 の 表 示

平成14年(ワ)第16303号

同 第16304号

同 第16305号

同 第16307号

同 第16308号

同 第23809号

平成15年(ワ)第 7000号

同 第 7001号

同 第19374号

同 第19375号

原告ら代理人（渡辺）

甲共第75号証を示す

これはあなたから、私たち原告代理人がお聞きしたことを聴き取り報告書という形でまとめて、裁判所に出したものですけれども、お読みいただけましたか。

はい。

内容に間違いなどありませんでしょうか。

はい、ございません。

この聴き取り報告書を、これから単に報告書と言いたいと思うんですが、これを前提としてお尋ねしたいと思います。

はい。

まず、市政について書いておられますので、その点についてお伺いしておきたいんですが、市長選挙の経緯とか、市政のスタンスについては、この報告書にまとめさせていただいていますが、大体このようなもので間違いないでしょうか。

はい、間違いございません。

市民自治の復権ということが市政の柱の一つになっているということですが、もう少し踏み込んで言うと、市という行政と、市民との関係をどのようなものとしてとらえているということになりますか。

住民は、そもそも町の方向性、どういう町にするかの決定権を持っておりまして、地方自治体、地方公共団体は、そういった住民の意思に沿って運営を行う、そういう関係だと思えます。

それが市政のあるべき姿であるとお考えだということですね。

はい。

そのようにお考えになるのには、何か法律上の根拠がおありだとお考えですか。

憲法第8章の92条に、地方自治の本旨ということがございますが、その本旨というのは、この精神を指すものだというふうに思っております。

その地方自治の本旨について、どう考えるかということについては、報告書にまとめてありますが、そのとおりでしょうか。

はい。

こういう趣旨にのっとって、市政を担当になっているということですね。

はい。

ところで市は、市民の様々な個人情報を収集し、保存し、利用しますね。

はい。

この個人情報というのは、市民が市に届けることによって、市が集めて、保存することになるのですね。

はい。

市としては、市民が届け出ることによって、初めて知る内容になるわけですね。

はい。

この、市が収集し保存する市民の個人情報の扱いに関する、あなたの基本的な考え方、精神について述べてください。

市民から預かった情報は、きちんと管理するということが、まず前提だというふうに思います。そしてその市民の情報は、目的以外には利用しない、そして市民の意思に反してこれを取り扱わない、これが基本的な精神です。

報告書の中で、市による市民の情報のコントロール権というようなこと、更に市民の自己情報コントロール権ということは述べてありますが、そういうことなんでしょうか。

はい、そうです。

ところで国立市は、2002年12月26日に、住基ネットを切断しましたね。

はい。

切断した理由などについて、あとで詳しくお聞きしたいと思うんですけども、まず報告書などによれば、住基ネットで流通する、まあ流通というのは住基ネットを行う通知であるとか、提供、保存、こういうことなどを併せてこれから流通というふうに言いたいと思うんですけども、そういう国立市は、住基ネットで流通する市民の情報の管理について責任を持ってない、ということ切断の大きな理由にしているようですね。

はい。

住基ネットを流通する住民の情報は、氏名、住所、生年月日、性別、それに住民票コードと、それからこれらの変更履歴、これを本人確認情報といっているわけですね。

はい。

国立市は、これらの情報は、市民にとって重要な情報、あるいは市として責任を持って管理をしなければならない情報だと考えているのでしょうか。

はい、そうです。

市は、これらの市民の情報は、どのように扱うべきだと考えているんですか。

このような市民から預かった情報については、本来の目的を超えて取り扱ってはいけないというふうに思っております。

例えば氏名とか住所、生年月日、性別などは、単に個人を他者から識別するだけの単純な情報に過ぎないんで、秘匿性は低いんだ、というような見解がありますけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

最近様々な事件がありますが、実はそういった個人4情報といわれているような、氏名、住所、生年月日、性別を知ることによって、実は大きな事件が起こっております。例えば振り込め詐欺だとか、それか

ら一人の若い女性が住所を知られたために襲われたりとか、それからDV（ドメスティックバイオレンス）・ストーカー、正にそういった住所を知られたために、大変大きな事態が生じたということであれば、こういった情報も、十分に保護していかなきゃいけない、そういう必要があるべきものだ、というふうに考えます。

国などは、こういう本人確認情報の内の4情報については、住基法の改正以前から住基法上はだれでも閲覧できる、だから、これは秘匿性は低い、あるいは保護の程度は低いというふうに主張していますけれども、この点についてはどうお考えですか。

今、かなり議論されておりますけれども、そういった一般的に閲覧できる制度というものが、非常に問題であるとして、国のほうも法改正を考えているようですけれども、実際には地方自治体では、既に条例化をして閲覧を制限するようなどころも出ております。そういった意味でいえば、そうした国の考えというのは、今の世の社会的な価値観、流れに非常に逆行するものだというふうに言わざるを得ません。それと、そういった情報ということについてですけれども、一つは、ネットワークに情報を乗せるということは、非常に情報が拡散をしていくということなわけですから、これまでの従来の在り方の情報と、全く質が違ってくるわけですね。そういった意味で、そのことを同一視して語るということは、大変遺憾だというふうに思います。

住基ネットを切断した経緯についてお聞きしますけれども、まず前提として、1999年8月に改正住基法が成立して、住基ネット制度が導入されることになったわけですね。その後2001年の12月に、2002年の8月5日から住基ネットの第一稼働を始めるという政令が出されたわけですね。それは御存じですね。

はい。

で、国立市も、稼働に向けて準備を始めたんでしょうか。

はい。そのときは、法律に基づいて政令が出されたわけですから、淡々とその政令に従って準備を進めてまいりました。

その時点で、準備を始めたころなのですが、国立市あるいはあなたとしては、この住基ネットについては、どういう認識を持っておられたんでしょうか。

当初は若干ですけれども、総背番号制の懸念とか、そういうことの情報を得てましたので、そういった懸念は持っていたんですけれども、大変残念なことに、法改正、それも成立した当時は、認識が甘いといえますか、うっかりしてまして、そのことを見過ごしていたと言えます。

余り問題意識持っていなかった、ということなんですかね。

そうですね、はい。

その後問題意識を持ち始めた、ということになると思うんですが、それは、いつごろ、どういうきっかけからなんでしょうか。

8月5日の第一稼働に向けて、予算組みをしていくわけなんですけれども、そのころからマスコミでも、この問題が段々と取り上げるようになったし、議会でも実は質問が出るようになりました。そこで段々問題意識ができてきたわけです。

それで検討を始めた、ということなんですか。

はい。

検討した結果、どういうふうになっていったんでしょうか。

この住基ネットには、大変大きな重大な問題があるのではないかと、いうふうに考えるようになりました。

国立市が住基ネットについて持っていた疑問については、市が、住基ネットを切断したときに出した、国立市長コメントに触れておられますね。

はい。

これをベースにお聞きします。

甲共第74号証を示す

これが、切断に当たって出された国立市長コメントですか。

はい、そうです。

それをご覧になりながら、お答えいただきたいと思いますと思うんですが、ここには、現在の住基ネットの運用には重大な問題があるのではないか、という疑問として3点挙げておられますね。

はい。

これについて説明していただこうと思うんですが、まず1点目はどんなことなんでしょうか。

ここにも書いてございますが、1点目が、住民から届けられた個人情報の管理者として、住基ネットで拡散する個人情報が、どこでどのように取得、管理、消去されるのかを、具体的に把握できず、且つその安全性を確認できないということです。

それをもう少し踏み込むと、どういうことになりますか。

市民から預かった情報を、市が提供していくわけですがけれども、これは、まずは都に通知して、東京都から情報センター、それから情報センターから国の関係機関に提供して、国の関係機関がそれを利用するということになるわけですがけれども、そういった情報が、市のほうとしてチェックできるのかどうか、そういうことが非常に不安になったわけです。

市民の情報がどうなるか分からない、市民に責任が持てなくなるんじゃないか、ということになるわけですかね。

そうです。

2点目はどういうことですか。

2点目は、住基ネット稼働により、情報漏えいの危険性及びその結果

の重大性と比較して、住基ネット稼動によって、現段階で市民にどの程度のメリットがあるのかが明確でない、ということです。

そうすると、まず主としては、住基ネットの稼動によって、情報の漏えいの危険性があると、そういうふうに危惧したということになりますか。

はい、そうです。

どういう点で危惧したんでしょうか。

住基ネットというのは、コンピューターネットワークで情報が流れていく、流通していくわけですがけれども、まずは、情報漏えいがないんだろうか、ということが大きな危惧だったわけですがけれども、コンピューターネットワークについては、絶対的な安全ということはない、というふうに聞いておりますので、それは、本当はどうなんだろうかと、そういうことが不明確であるというようなことです。

そうすると、市としては、そのような危険性との対比で、住基ネットには市民にどの程度のメリットがあるのか疑問である、というふうに考えたということなんですね。

はい。住基ネットに参加するということは、情報漏えいの可能性、危険性が付きまとうわけですが、その危険性を上回るようなメリットが果たしてあるのだろうか、ということを考えてました。

3点目は何ですか。

3点目は、国立市がストーカー・DVの被害者に対する支援の一つとして、住民票の写し等から、当該被害者らに係る記載事項を削除する手続などを定めた、「国立市ストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」を、無意味なものとする可能性がある、ということです。

その要綱を無意味なものにする、というのは、どういうことなんでしょうか。

国立市は、こういったストーカー・DVの被害者を支援するために、

被害者から申出があった場合には、閲覧リストから被害者の記載事項を削除するということで、防止策に努めていたわけですが、住基ネットでは、果たしてこの国立市が取っている施策、行為が、本当に生かされていくんだろうか、ということが心配になったわけです。市長コメントには、その３点が書いてありますけれども、更に出された資料によりますと、当時個人情報保護法が未成立であるということも、疑問の一つに入れていたわけですね。

はい。当時、運用当時は、個人情報の保護に万全を期するために、速やかに所要の処置を取るということは、多分義務付けられていたわけですね。しかしその当時は、まだ個人情報保護も成立しておりませんでしたので、そういった法整備、所要の処置がないままに住基ネットというシステムが稼動していいものだろうか、ということを変に疑問に思っていました。

そういう点が、その後の国立市の住基ネットに対する疑問の柱になっていたわけですね。

はい。

国立市は、第一次稼動前に、これらの疑問を総務省にたどしましたね。

はい。

更に、延期の要請も行ったんですね。

はい。

ところで当時、この稼動の延期要請をしたのは、国立市だけだったんでしょうか。

いえ、かなりの自治体で、同じように延期の要請をした、というふうに聞いております。

そういう問い合わせに対する、総務省の回答はどんなもんだったのでしょうか。

不参加は違法である、というふうな回答が参りました。

延期は認めない、ということですか。

そうです。

それで国立市は、結局7月22日の仮運用、8月5日の第一次稼動に際して、住基ネットの接続したわけですね。

はい。

市民の情報を東京都に提供した、通知したということになりますね。

はい。

その後、市民に対して、住民票コードを通知したわけですね。

はい。

その段階で、市は総務省の回答に納得できていたんでしょうか。

いいえ、決して納得できていたわけではありません。ただ行政としては、法を遵守するという立場にありますので、法を超えるような、私どもにあいにく根拠がなかったものですから、法に従って接続するという決断をいたしました。

すると、接続を保留するに足りるだけの法的な根拠などは、まだ検討されていなかったということなんですか。

そうですね。

市は、接続したわけですが、この接続に対する市民の反応はどうでしたか。

大変激しい抗議がたくさん参りました。

どういう形で来ましたか。

私のところにも、大勢の方が何度も押しかけて見えましたけれども、そのほかにも、窓口で直接お見えになる方、それから電話やメールやファックス等で、繋ぐなという抗議の電話がたくさん参りまして、一時期は職員の方が、日常業務が滞るほどの反応がございました。

接続に反対する声ばかりだったんですか。

そうです。

報告書によると、市長自身法事をキャンセルして役所に戻らなければいけないような事態になった、ということですがけれども、そうだったんですか。

はい、そうです。

こういうような経緯の元で、いったんは接続をしたけれども、やはり疑問や不安が残ったということで再検討をしたわけですか。

はい、そうです。

総務省にも質問書を送ったわけですね。

はい。

総務省に2回質問したけれども、その回答でも疑問が解消しないとして、1月28日に3回目の質問をしたわけですか。

はい。

市としては、かなり慎重にというか、真剣にこの問題について考えたわけですね。

はい。

それはどうしてなんですか。

実を申しますと、本来住民基本台帳の管理ということについては、自治体の固有の事務というふうにされておりました。ところが改正によって、自治体の共同のシステムということになったわけですがけれども、私の認識の中では、固有の事務に関しては、例えば下水道とか水道とか、共同のシステムを取ることはありますけれども、ほとんどの場合がそれは義務ではなく、参加するかどうかについては、地方自治体の裁量権といいますか、選択権が認められていたというふうに思いがあったわけですね。この改正住基法によって、そのシステムに参加しなければならない、というふうになったわけですから、住民の情報に責任を持つ市としては、住民にきちんと責任を取れるか、そのことを参

加するに当たっては検討しなければいけない、というふうに考えたわけですね。

市としては、この強制参加、全自治体が強制参加というふうになってるわけですね。

はい。

その辺りについても疑問があった、ということになるんですか。

はい。いろんな方に聞いたんですけども、そういった固有の事務に関して、法的にどうなんだろう、ということに、どなたもその当時はお答えいただけなかったものですから、強制参加ということについて、私は責任を負えるだろうか、ということが大きな私の課題になりました。

すると自治体としても、選択性を取ってもいいんじゃないか、ということも検討した、ということになるんですか。

そうですね。結果的にはそうなると思います。

甲共第60号証を示す

これは総務省に行った3回目の質問ですね。

はい。

そこでは、市が再度質問する問題意識であるとか、前の回答では不十分である点について、具体的に指摘してますね。

はい。

先ほど挙げられた疑問について、解消できてなかったということになるんですか。

はい。

12月19日に、これに対する総務省からの回答があったわけですね。

はい。

市としては、市の疑問に正面から答えるものではなかった、と判断したんで

すか。

そうです。

甲共第61号証を示す

これは、3回目の回答になるわけですね。

はい。

どのような疑問が残ったのか、ということについて、順次お聞きしたいと思うんですが、先ほど上げられた、まず1点目の、市民の個人情報の管理者として、市民の情報がどのように扱われるのか、という点についてはどうだったんでしょうか。

市が提供した市民の情報が、具体的に国のほうでどういうふうに具体的に取り扱い、だれが取り扱うかといった詳しいことを、非常に具体的に、何度もお尋ねしたんですけれども、結果的に回答があったものは、非常に一般的な回答しかございまして、私どもの疑問に答えるものではありませんでした。

例えば、最終的に国が利用した情報について、消去するというような問題について、具体的にだれがどのように消去するのか、というようなことを詳しく質問したわけですね。

はい、そうです。

それについて具体的な回答はなかった、ということなんですかね。

はい、そうです。

疑問は解消されなかった、ということですね。

はい。

先ほど出た、住基ネットは本当に安全なのか、という点についても、疑問は解消されなかった、ということなんですか。

はい。

この点について少しお聞きしたいんですけれども、住基ネットは全国ネット

ワークであるために、全国の全市町村のセキュリティー対策が万全であることが必要なわけですね。

はい、そうです。

この点に関して、国などは、まず改正住基法で安全確保措置を規定している、ということとか、あるいは総務省の告示などによって、情報漏えいの防止のための具体的な基準を定めているから、住基ネットは安全であるやのように主張しているんですけれども、この点についてお聞きしますが。

乙共第1号証を示す

これは総務省が出した、告示334号という、いわゆる技術的基準というものですけれども、これご覧になったことがありますか。

一度見たことがあるのかも知れませんが、今回証人に立つに当たって拝見させていただきました。

これによりますと、住基ネットの安全対策ということで、いろんな事が定められているようですけれども、例えば、8ページに、第3として、住基ネットシステムの環境及び設備というので、こと細かく書かれていますね。

はい。

それから、12ページの第4で、それらについての管理などが決められて、要するに漏えいを防ぐための自治体の義務などを、こと細かく規定しているわけなんですけれども、全国のすべての市町村が、この基準を遵守していると思われませんか。

とてもこのような厳しい管理をしている、というふうに思いません。この点について、総務省は全国の自治体に、自己点検のアンケートなどをするなどして、調査とか指導をしている、というように主張をしているんですが。

乙共第13号証を示す

これをご覧になったことがありますか。

今回証人になるに当たって、拝見させていただいております。

総務省は、これによってセキュリティー対策について、七つの重要点検項目というのを決めていると。これについてはすべてが３点満点である。外の事項についても、大幅に向上しているんだ、というふうに主張しているんですけども、これについてどう思われますか。

ちょっと実を言うと、これを見て驚いております。とてもこんなふうな高い点数が出されているというのは、信じ難いことです。

それは、どうして、そういうふうに考えるんですか。

皆さんも御承知かと思いますが、自治体、今大変厳しい財政状況の中にありますので、こういったシステム、安全確保のための基準に基づいた厳しい管理のための整備が、果たして全部の自治体ができるのか、ということについては、私はかなり疑問ではないかな、というふうに思っております。

国立市は、住基ネットをいったん切断したあと、住基ネットの再稼動に向けての条件を整備するために、専門家に調査を依頼してますね。

はい。

それを報告書としてまとめてもらっていますね。

はい。

甲共第６３号証を示す

それが、これですね。

はい。

その際、法律的な面と、更に住基ネットのシステムの面でのセキュリティー調査も行ってもらっていますね。

はい。

この甲共６３号証のやや後ろのほうになると思うんですけども、大木栄二郎さんという方が作成した報告書がありますね。

はい。

それを見ていただきたいんですけれども、これによると、例えば適切でないとか、不十分であるなどと、セキュリティー上極めて厳しい評価がなされていますね。

はい。

これは国立市のいろんな情報関係についての、個人情報に関する関係についてのシステムなどを見て、こういう評価をされているわけですね。

はい、そうです。

ところで国立市は、財政的な状況として、全国の市町村の中で、どの程度の位置を占めているとおっしゃられますか。

まあ大変厳しい状況にはありますけれども、全自治体の中を見ても、さほど低いとは言えないかと思えます。

国立市は、市民の情報の管理に関して、他の市町村に比べて劣っていると考えておられますか。

いえ、私のポリシーが情報管理について徹底するということをやっておりますので、全庁を挙げて、実はこういった情報管理については、厳しくやっているつもりでおります。

そういう国立市においても、セキュリティー対策は充分ではない、という厳しい指摘がなされているわけですね。

はい。

ましてほかの市町村では、このマニュアルどおりになっているとは考えられない、ということですね。

はい。

ところで国などは、住基ネットの安全性について、制度面や技術面でセキュリティー対策を講じているから、住基ネットは安全だと主張しているようなんですが、この点についてはどうなのでしょう。

法やセキュリティー安全確保について、いろんなマニュアルが出てるといことは、大切なことではあるかとは思いますが、いかにそういった法整備があつたにしても、まずは人が破ることがあるかと思ひます。それからコンピューターシステムというものは、技術的に絶対の安全ということはない。これは世論というか、認識常識だというふうに思ひております。そういった意味で、絶対的な安全ということをもまず前提に、こういったシステムを構築するということについては、私はあいまいではないかな、というふうに思ひております。実際にも今まで、法などでは禁じられていても、コンピューターに保存する情報などが漏えいした事例はいっぱいあるわけですね。

はい。

それから、セキュリティー対策を万全に講じているはずのところのコンピューターに、侵入されるような事例なんかもあるわけですね。

はい。

そうすると、そういうシステムが安全であるから、ということをも前提とすること自体がおかしいんじゃないか、とお考えだということですか。

はい、そうです。

そういう辺りについて、どういうふうに考えるべきだというふうにお考えですか。

まずは、こういったコンピューターシステムを、ネットワークを使った住基ネットに関しては特にそうなんですけれども、安全ではないということをも前提に、その上に立つて本当に住基ネットが必要であつたかどうか、そういうことを議論すべきであつた、というふうに思ひております。

そうすると、総務省の3回目の回答でも、情報の漏えい等の危険に関する疑問は消えなかったし、この情報の漏えい等の危険を補って余りある住基ネッ

トのメリットというのは見出せなかった、ということなんですかね。

はい。

そのメリットについて少しお聞きしたいんですけども、総務省は住基ネット制度を導入する目的の一つとして、市民のメリットということを挙げて、これ二つ言ってると思うんですが、一つは住民票が全国どこでも取れるということと、二つ目は転出時の際に手続が簡素化されるということ、住民の利便性として挙げてますね。

はい。

まず、この、どこでも住民票が取れるという、いわゆる広域交付ということについては、そんなに国民にとって便利だとお考えでしょうか。

いいえ。

行政に携わっている方としてはどうですか。

そんなに便利なものというふうに、私は到底思えないんですが。

それはどういう根拠ですか。

例えば、広域交付の場合ですけれども、実は市民の皆さんの要望がいろいろありますので、その方たちが充分に使えるようにということで、他の自治体もやってると思うんですけども、駅前等の取次店で、実は住民票の交付を行っております。で、また昼間お電話いただいて申し込んでいただければ、日曜土曜、それから夜間でもお渡しできるようなシステムになっております。これは全国ほとんどのところでやられていると思います。

わざわざ自分の住んでいるところ以外のところで取る必要なんかない、ということなんですかね。

はい。

そもそも一般の市民の人が、住民票などを取る必要性というのはどうなんですか。

現実的に考えまして、果たして一人の方が1年間に住民票を何枚取るのだろうかと考えますと、そういったことは非常に、何と言いますか通常考えて、住民票取るということのメリットは、非常に極端に少ないんじゃないかなという気がいたします。

ところで広域交付が可能になってから、そろそろ2年近くがたとうとしているわけなんです、この間の国民の利用状況については、どのように考えておられますか。

恐らく極端に低いんではないかと思います。

具体的に言える根拠はありますか。

東京都が住民台帳についての年間の報告を出しておりますので、それを見ますと、16年度の実績ですけれども、広域交付を利用した人が1万3000ぐらいだったと思います。それに比して、住民票その物を交付をしたというのが、東京都全体で920万程度だったかと思います。それを考えますと、広域交付それから住民票そのものの比率が、0.14パーセントぐらいだと思いますので、ほとんど利用されてないというふうに言えるかなあというふうに思います。

そういう東京都がデータを各市町村に送ってきてるわけですか。

ええ、頂いております。

それだと、平成16年度の東京都全体での広域交付の数が、1万3000通余りということですか。

はい。

そうすると、東京都のような域外通勤通学者の多い大都市でもそんな程度だ、ということなんですね。

はい、そうですね。

それからもう一つの利便性と言われている、転出入の際に手続が簡素化されるということ。具体的にはですね、市民が役所に足を運ぶ回数が1回で済む、

ということになるようなんですが、その点についてはどうでしょうか。

元々その手続につきましては、郵送でできるということもありますし、ほとんどの方が転出入の場合に、住民票の移動だけではなくて、例えば子供の学校関係だとか、福祉の制度を受けてる方は福祉関係、それから健康保険と、ほとんど多くの方が一度でなく、実は申請で市役所に来ていただかなきゃいけないことがございますので、さほどそれについても大きなメリットがあるというふうには言えないかな、というふうに思います。

元々郵送でも可能だったわけですね。

はい。

この制度の利用の程度については、どうお考えですか。

大変低いんではないかなと思います。

それは、どうしてそういうことが言えるんでしょうか。

まあ情報によりますと、住基カードの普及率が極端に低い、というふうに伺っておりますので、そういった意味では、非常に利用度は低いというふうに言えるんじゃないかなと思います。

カードの発行率について、東京の、26の市の実績について、資料を提供していただきましたね。

はい。

これ裁判所に出してあるんですけれども、これによると、カードの発行率は1パーセントを超えているところはないわけですね。

はい。

東京都の市を全部合わせてもですね。

はい。

次に、総務省は更に住基ネットの導入の目的として、市町村の窓口事務の簡素化とか、国及び地方公共団体を通じての行政の合理化を計る、ということ

を挙げていますね。

はい。

被告準備書面(7)の別紙1, 2を示す

まずはこの点についてお伺いしますけれども、被告側は、今見ていただいている準備書面の本文のほうで、住基ネットシステムの導入経費が約390億円。それから年間の維持費が約190億円かかる見込みであると。これに対して行政側のコスト削減として、別紙2で年間約240億円、それから別紙2の2枚目に、住民側の負担軽減として、年間270億円の便益があると主張しているんですけれども、で、そこにいろいろ数字が並べられて根拠らしきものが示されているんですけれども、これをご覧になってどうお考えになりますか。

まず、この試算をちょっと拝見をしまして、これ大変利益があるというふうにおっしゃっているわけですが、行政側の利益として、転入手続の簡素化というところで18億円ですか、削減されるという計算ですね。ただこれはカード所有者カード利用者が2分の1あることが前提になっております。それから住民側の利益ということで言えば、ここに示されてます転入手続の簡素化で32億円の節減になっているわけなんです、これもまたカード所有者が実際2分の1あることを前提として計算がしてあるわけなんです。それからその下に、広域交付について書いてございますが、これは98億円余りですか、これについても、域外の通勤通学者が3000万人として、その半分が利用するという計算になってるわけですが、そうすると、1500万人が利用ということですね。これについても先ほど私が申し上げましたように、その利用は極端に低いわけですから、こういったカードの所有とか利用率とか、現実的には非常にかい離しているわけですから、現実と非常に合わないことを算定根拠にされているこの計

算については、非常に、これでいいんだろうか、という疑問を持っております。

こういう総務省などが言っている利便性であるとか、合理性あるいは効率化というようなことについて、ほかに何かお述べになることはありますか。

いろいろこういったコンピューターシステム、住基ネットによる合理化、それから効率化ということについては、私も必ずしもそれは否定するものではありません。確かにそういう利便性はあるかと思います。だからそういった危険性、リスクが高いということを補って、なおメリットが住民にあるのかというふうに考えた場合には、今申し上げたように非常にメリットはほとんどない、というふうに現在は言わざるを得ないと思います。

被告はこの裁判で、住基ネットは電子政府、電子自治体の基盤になるもので、不可欠であるというような主張をしてますけれども、この主張についてはどうお考えでしょうか。

それについては、なぜ不可欠かということについては、私は分かりません。

その点に関してちょっとお聞きしますけれども、この電子政府、電子自治体に関連して、公的個人認証サービスということありますね。

はい。

国立市で公的個人認証サービスを受けるために、住基ネットに接続して欲しい、という要請があるということが、私たちがお聞きしたことに対する回答に書いてあるんですけれども、これは大体人数としてはどのぐらいで、どういう人がそういうことを言って来ているかお分かりですか。

そういう申込みがあった方は10人程度で、税理士さんとか行政書士、そういった職業の方で、職業上、公的認証制度を利用したいという、そういう方の方です。

一般市民の方からは、そういう要請はないんですか。

はい、ございません。

念のためですが、国立市は全部で7万2000人の住民の方がおられるわけですね。

はい。

その中から10人程度ということですか。

はい。

この個人認証サービスというのは、別段住基ネットを利用しないでもできるわけですね。

はい。

ただ総務省の回答のほうにちょっと戻りますけれども、その総務省の回答では、ストーカー、ドメスティックバイオレンスの被害者支援の取組に障害を生じる危険があると判断したんですか。

はい。

するとこの3回目の回答に接しても、疑問が解消されなかったということになるわけですね。

はい。

で、国立市としては、どうしようとしたんですか。

回答が、私たちの納得のいくものではなかったわけですから、大変実は困惑をしておりました。切断するかどうかということを検討していたわけです。

そういうなかに、12月24日に、総務省の井上市町村課長が見えたわけですね。

はい。

何人で見えたんですか。

説明をさせていただきたい、ということで伺わせてくださいというこ

とで、お見えになりました。

何人で見えたんでしょうか。

総務省からの課長さんを含めてお二人。それから東京都からもお二人、計4人お見えになりました。

どういうやり取りがあったのか、紹介していただきたいんですが。

かなり記憶も薄れておりますけれども、まず井上課長のほうから、回答がちょっと遅れたものですから、回答が遅れたことのお詫びと、それから安全性についての説明が繰り返されたかと思います。それに対して、国立市が疑問に思っていることのやり取りがあったわけですが、特に私が強調して申し上げましたのは、DVストーカーの問題について、これは命にかかわる問題だから、非常に問題があるんじゃないか、という発言をしたときだったと思いますけれども、何をそんなに心配なのか、ということをおっしゃって、こういった情報は、以前から、これまでも、だれでも見れる情報ではないか、というふうにおっしゃられたわけです。

井上課長がそう言ったんですか。

はい。

漏れても何が心配なのか、ということになるんですかね。

はい。

そういうことを聞かれて、どう思われましたか。

まあ当時の課長さんは、住基ネットを推進する責任者だったと思いますけれども、国の認識が、そういった責任ある方が、そういった認識なのか、ということがまず驚きでした。自治体の職員は、この情報保護については、必死の思いで毎日胃を痛めながら業務をしていたわけですから、国のほうのそういう認識には、本当にがく然といたしました。

この課長の発言が、国立市が切断を決意した一つの契機になったんですか。

はい、そうです。

こういう認識しかない人が責任者であるような住基ネットには、とても付いていけないというようなことでしょうかねえ。

そうですね、はい。

この切断するまでの間に、報告書に記載されているような市民の意識調査を国立市がやった、その結果がもう出ていたわけですね。

はい。

議会で決議もなされていた。それから審議会からの意見書も提出されていたわけですね。

はい。

市民からの要請もいろいろあって、そういうものを総合して決断した、ということになりますか。

はい、そうです。

続いて、切断による影響についてお伺いしたいと思うんですが、報告書では、切断によって一つ目に、市民に対するサービスの面でも、二つ目に、国立市の住民関係の行政事務の面でも、三つ目に、国の機関や他の自治体との関係、それらの機関の事務の面においても、いずれも特段の支障は生じてないということは、具体的に記載されてますね。

はい。

そのとおりですか。

はい、そうです。そのとおりです。

国立市民は、広域交付や付記転入等のメリットは、できないようになったわけですね。

はい。

この点で、市民から苦情はありますか。

一切ございません。

全くないですか。

はい。

国立市では、年間どのぐらいの転出入の届出があるんでしょうか。

大体平均1万人程度です。

住民票の写しの交付の件数はどのぐらいでしょうか。

平均約5万ぐらいだと思います。

そのぐらいの件数がありながら、苦情の申出はないわけですね。

はい。

それから他の市町村、あるいは国の機関などから、国立市が切断をしてるために、住民票関係の業務に支障がある、あるいは住基ネットの運用に支障がある、というような苦情が寄せられたことがありますか。

いえ、ございません。

全くないわけですか。

はい。

他の市町村や国の機関との関係でも、運用に支障をきたしてないということについては、報告書に具体的に書いてますね。

はい。

そのとおりですか。

そのとおりです。

ちょっとお伺いしたいんですけども、国立市の場合は、市そのものが住基ネットを切断しているわけですね。

はい。

そのため、すべての市民の情報が、住基ネットを流通していない、すなわち国の機関や他の市町村などに住基ネットを通じて、全市民の情報が通知提供されないにもかかわらず、他の市町村や国の機関等の事務に特段の支障がな

い、ということのようなんです。これを例えば、市民個人が住基ネットは嫌だといっている市民が、住基ネットから離脱した場合、住基ネットの運用に支障を及ぼすとお考えでしょうか。

いえ、そうは思われません。

ちょっと話は変わりますが、今年の5月30日、31日に、住基ネット差し止め訴訟に関する判決が続けて出されましたが、お読みになりましたか。

はい。読ませていただきました。

お読みになって、どういう感想を持たれたか、ちょっと御紹介いただきたいんですが。

二つの判決が全く対立するものだったかと思えますけれども、特に金沢判決のほうを申し上げますと、一つは個人情報の自己コントロール権が憲法上認められたと、これは大変意義ある画期的な判決だったというふうに思っております。それから住民に住基ネットに参加することについて強制をするということについては、これは違憲であるということも認定されました。国立市は大変苦渋の選択をしながら、切断という決断をしたわけですが、私どもにとっては、大変後押しをしていただくというか、認めていただいたような、大変うれしく思っております。で、また、各社マスコミの報道を見てみますと、いろいろ温度差はございますけれども、大方のマスコミが、この金沢判決については、高く評価をしてるわけですから、このことについても、私どもにとっては大変うれしい評価でございました。

いろいろお聞きしてきましたけれども、最後にこの場で特にお述べになりたいことがあれば、おっしゃっていただきたいんですが。

繰り返しになって大変申し訳ないんですが、一つは法的な問題で、先ほども申し上げましたが、一応固有の事務、自治体の責任を持たなきゃいけない、といった事務に関して、今回参加をするというこ

とが、共同のシステムということにもかかわらず、参加が義務になったわけです。しかし責任を負わなければいけないことは自治体にあるわけですから、そういったものについては、国の事務については、やはり自治体に選択権があつてしかるべきではないか、というふうに考えております。それからもう一つは、今の安全ということについてですけれども、各自治体が、大変財政難に陥っております。こういったコンピューターネットワークシステムについては、どんなにレベルの高い安全基準を設けて管理をしても、実は参加をしている中で一つでも低いものがあれば、情報はその低いところから破られる、というふうに私は伺っております。全自治体がすべて同じレベルでないという状況の中で、この住基ネットのシステムは、非常にやはり危険リスクは高いものである、ということを考えれば、そのリスク回避のために、やはり住民の個人情報のコントロール権といいますか、そのことは認めてしかるべきではないか、というふうには思っております。現在自治体が大変財政難で苦慮していること、そういったことを含めて、現実と総務省との政府の主張していることが、余りにかい離が多いということは、是非私は皆様に訴えをしたい、というふうに思っております。

被告ら代理人（榮）

甲共第74号証を示す

このコメントの1枚目の中ほどに記載してあるとおり、住基ネットの運用について三つ問題意識を持たれていた、ということですね。

はい。

平成14年の8月の末ごろから、主にこの三つの問題点について総務省との間で、質問書と回答書のやり取りを何度かしたのちに、平成14年の12月26日に住基ネットから切断をするというふうになった、ということでしょう。

うか。

はい、そうです。

このコメントの3番目の問題意識として、国立市がストーカー・DVの被害者に対する支援の一つとして、住民票の写しなどから、当該被害者等に係る記載事項を削除する手続などを定めた、「国立市ストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」を無意味なものとする可能性がある、という記載がありますが、証人御自身がこのような問題意識を持っていた、ということに間違いはないでしょうか。

はい。

ここに書いてある要綱というものの内容は、ストーカーやDVの加害者から、住民票の写しや戸籍の付票の交付請求があった場合に、これを拒否したり、あるいは住民基本台帳の一部の写しから被害者に関する記載事項を削除したりと、こういうことを認める内容のものですね。

はい、そうです。

甲共第60号証3枚目を示す

上から4行目以下、この部分を見ますと、国立市としては、住基ネットを利用して、市民の個人情報が通信回線を通じて提供されることにより、要綱に基づく取扱いが無意味となることを懸念された、ということですか。

はい、そうです。

甲共第60号証5枚目を示す

下から5行目以下、(8)の部分ですが、そういう問題意識があったことから、住基ネットを運用するについては、指定情報処理機関の個人情報の削除や、他市区町村のアクセス制限が必要ではないか、ということを考えていうことでしょうか。

はい、そうです。

で、具体的にどのような事態が生じることによって、要綱に基づく取扱いが

無意味になるということを懸念されたのか、説明してください。

先ほどから申し上げていますように、コンピューターネットワークシステムというのは、どんなに安全なシステムにしようと、人の問題、それから技術的な問題で、ハッカーが侵入するとかいう安全確保については、確立なものがないというふうに言われているわけですね。そういう意味で、住基ネットにこの情報を流すことによって、情報は一斉に拡散していくわけですから、その危険性は拡大するということで、自治体で閲覧を供させないために、削除しても情報がネットに乗って拡大していくことによって、その危険性が増大する、ということを考えました。

今述べられた内容というのは、要するに住基ネットに対する不正アクセスなどがあって、システム内の本人確認情報が漏えいしてしまうのではないかと、ということを懸念された、という意味でしょうか。

そうですね、はい。

平成14年に、総務省との間でやり取りをされていた当時の証人の認識というのは、そういう漏えいの危険性があるということを念頭に置いて、質問書を出していらっしやった、ということでしょうか。

もう一度すみません、申し上げますけれども、不正アクセスによる漏えいということもありますし、先ほど人的な、ということも申し上げておりますので、それは見る立場の人のことも含めて、情報が漏えいする可能性があるということで、考えておりました。

人的な問題というふうに今おっしゃったんですが、具体的にどのような人が、どのようなことをする懸念がある、というふうに心配されていたのかを、説明してください。

情報を見ることができる人は限定されておりますけれども、必ずいるわけですね。そういう方たちが、全部が性善説というふうに、中々

考えられない、今いろんな問題が起こっておりますので。まあそういった意味で、人的というふうに申し上げましたけれども、そういった技術的なハッカー侵入ということがありますから、不正な侵入、それから人的な不正な行為、二つの面で可能性を疑うと考えております。人的な不正の行為というのは、DVやストーカーの加害者になるような人が、不正な行為をする恐れがあると懸念した、ということですか。

それが直接とは言い切れないかと思えますけれども、それはゼロとも言いきれないというふうに言えるかと思えます。

証人が今、懸念を持たれているという、その内容の確認をしているのですが、不正な行為を行うかもしれないと考えていたのは、具体的にどのような人が行う恐れがあると認識していたのですか。

先ほどもお答えしたつもりでいますけれども、それを見ることのできる立場の人というのがいるわけですね。そうしたことで、実際見ることができる、ということですね。それから不正侵入によって見ることができる、まあそういった二つの方面があるかと思えます。

今おっしゃったのは、要するにDVやストーカーの加害者になっている人が、他の市区町村から広域交付の手續などを悪用して、住民票の写しを入手したりするのではないか、ということを行っているのでしょうか。

直接的に見ることができる人がアタックするとは限らない訳ですが、間接的かもしれません。その人を使って、ということもあるかも知れませんが、犯罪はあらゆる可能性について考えなければいけませんので、あらゆる可能性を除いておくという意味で、今申し上げました。

質問は、具体的に住基ネットが導入されることによって、どういう手段を用いて、DVやストーカーの被害者の人の情報が漏れ出てしまう恐れがあると考えていたのかを、説明してもらいたいということなんですけれども、そう

いう質問に対しては、どうお答えすることになるのでしょうか。

何度も私申し上げているつもりですけれども、二つの面で情報が漏えいすることについてあるのではないかと、先ほどの御質問のときもお答えしましたけれども、一つは、人が意図的にのぞくという可能性がある、ということです。それから技術的に、そういったコンピューターシステムは、破る可能性がある、という二つの面で、まあ加害者となり得る人が、直接的間接的に見ることができる可能性があるのではないかな、というふうに思っております。

で、今述べられているような懸念があったということは、平成14年に総務省の担当者の方とやり取りをしてると思うんですが、そういう際に、はっきりと述べられたんでしょうか。

はい。それは述べております。

質問書の内容を見ても、端的にそういうことは書いてないように思われるのですが、口頭でそのようなことを述べていた、ということでしょうか。

はい。で、できたら削除する方法はないんでしょうか、ということも申し上げます。

で、そのような証人の側の意見に対する総務省の担当者の回答というのは、全く意見が合わない、ということだったんでしょうか。

先ほどもお答えしておりますけれども、「今でも4情報はだれでも見ることができる、何を恐れるんだ。」ということのお話でした。

先ほど来のストーカー・DVの被害者の保護の問題、住基ネットを切断する理由として述べていらっしゃるんですけれども、住基法に基づいて、住民票の写しの交付、あるいは閲覧をどのような場合に制限するか、という問題と、住基ネットに接続するかどうかという問題は、直接は結びつかないのではないかなと思うんですが、この点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

切断理由は一つではなく、幾つか申し上げているかと思います。その

中の一つとして、DVの問題があったというふうに御理解ください。
で、今述べたようなストーカーやDVの被害者の保護の問題については、総務省のほうで住基法に基づく住民票の写しの交付とか、閲覧に関してもする、一般的な問題であるという位置付けの元で、平成16年の5月31日付けで、省令や通達の改正が行われている、ということは御存じでしょうか。

はい。その私どものほうからも、実は要望書を出しておりまして、そのことに少しお答えいただいたのかな、という気はいたしました。
それから先ほど、住基ネットシステムに不正侵入がされて、情報の漏えいがあると、そういう恐れがあると述べられたんですけれども、具体的に侵入される場所といいますか、どこに侵入される可能性があるということを念頭におかれた、ということについてお尋ねしたいんですが、住基ネットシステム本体と呼ばれる部分と、各市町村、固有の部分と呼ばれる部分があると思うんですが、具体的にどこから侵入される恐れがある、というふうに考えていたのでしょうか。

大変申し訳ないんですけれども、私は機械に大変弱くて、専門的技術的なことはちょっと分かりかねますので、御容赦願いたいと思います。

甲共第74号証を示す

先ほど見ていただいた部分、1の部分に、住基ネットで拡散する個人情報、どこでどのように取得、管理、消去されるのかを具体的に把握できない、とそういう記載がありますけれども、ここに書いてあるような情報管理の不可能性というようなものを一つの理由として、住基ネットからの切断を実行した、ということでしょうか。

はい。

ここに書いてある個人情報の取得を把握できない、と書いてあるのは、具体的にどのようなことを意味されているのでしょうか。

市の提供する情報というのは、結果的には東京都、それから情報管理

センター，そしてそれを利用する国等の機関に提供されていくわけですが、すけれども、提供されたその先，どういうふうにそれが取り扱われて、具体的にどういうふうに管理されて具体的に消去されるのか，という非常に具体性をもって実はお答えいただきたい，そうでなければ確実に消去されますとか，的確に管理しますとは，中々それが見えないわけですから，そういった意味で具体性をもってお示しください，ということをお尋ねをいたしました。

今お聞きしているのは，個人情報の取得を把握できない，ということを書かれているので，どこでどのように取得することを把握できないと考えているのかを，具体的に説明してほしい，という質問です。

ちょっと噛み合わなくて申し訳ございませんが，情報センターのほうから，利用する国の機関に提供されるわけですね，情報が。国の機関等が利用していくわけですが、それが実を言うと，提供した自治体のほうには，いつそれをどういう目的で何に使ったか，というのは，一々連絡はないわけですね。それですので，どのようにそれが使われて，どういう管理をされているのか，そしてそれが本当に確実に消されているのか，というのは，自治体は，今は知り得ない状況になっております。

ちょっともう一度繰り返しの質問になりますけれども，個人情報の取得という言葉で何を意味されているのか，ということなのですが，いつだれが個人情報を取得する，ということをお考えしているのですか。

ちょっと噛み合いませんね。何度も申し上げておりますけど，住基ネットシステムですから，市が預かっている個人情報を，都に通知しますね。それを情報センターに通知して，情報センターから国等の機関に提供される。で，国はそれを利用するわけですね。そういうシステムになっているわけですね。で，国が利用するために取得をするわ

けですね、それを使っていくわけですね。そのことについて、今事務的に大量に使っているんですが、そのことについて、いつ、どのように、だれが、どういうふうな目的をもって使ったかということは、私ども自治体は、実は一々それについて報告はないわけですから、分からないわけです。

個人情報の管理の点については、平成15年の10月1日付けで、セキュリティー基準と呼ばれている技術的基準が改正されて、市町村長が本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求めたり、要請を行ったりするという、そういう権限が認められたと思うんですが、このことは御存じですか。

はい。

それから今見ていただいている、甲共第74号証の1ページ真ん中の2の部分を見ますと、住基ネット稼働による情報漏えいの危険性、という記載がありますけれども、このコメントを発信された当時、このような漏えいの危険性があると懸念していたことが、住基ネット切断に至る理由の一つだった、ということでしょうか。

はい。

住基ネットの一次稼働から約3年、それから国立市が住基ネットから切断してから約2年半が経過しましたが、そういった情報漏えいの危険性に関する認識は、現在も変わらないということですか。

はい。国のほうも大変努力をしていらっしゃることも存じておりますけれども、情報漏えいに関しては、その危険性ということは全く変わってない。先ほど申し上げましたけれども、それに比較して、今の段階で、住民にとってそのメリットは余りにも少なすぎる、というふうに考えております。

現在までの間に、住基ネットから本人確認情報が漏えいする具体的な危険性

を伺わせるような出来事が何かあったのでしょうか。

私どものほうですか、よそですか。

あなたが知っている事実で、何かあれば述べていただきたい、という趣旨です。

ちょっと、今思い出しません。

甲共第63号証を示す

後半の「国立市住民基本台帳ネットワークシステム（情報システム面）、情報セキュリティ調査」とある部分の、4ページ末から5ページの頭の部分を示します。この部分の記載を見ますと、国立市のほうから依頼して調査を実施されたということなのですが、その結果としては、住基ネットに接続することにより、国立市民の個人情報のリスクが大きくなるとする合理的な根拠はないと考える、ということが記載されていると思うんですが、そのような認識で間違いないでしょうか。

はい。書いてございますね、はい。

特にこのような調査結果について、証人は異なる意見を持っている、というわけではないのですか。

これは調査報告書ですから、ほかにもいろいろ問題点は指摘していただいておりますので、これ全部を受け止めております。

甲共第75号証9ページを示す

（6）の部分を見ますと、すべての自治体が住基ネットの保守管理に関する規定等を遵守しているとはいえない、という記載がありますが、証人の認識もそのとおりであると聞いていいでしょうか。

はい。

で、各自治体のセキュリティの問題については、毎年1回各都道府県ごとに、全市町村の担当者を対象として、住基ネットの運用作業のポイント、あるいはセキュリティ対策について研修会が実施されているのですが、こう

いったことは御存じでしょうか。

はい。そのようなことがあることは聞いておりますが。

東京都の市区町村については、東京都住民基本台帳ネットワークシステム区市町村連絡会というところが主催して、毎年研修会が実施されているということですが、このことは御存じですか。

余り詳しいことは知っておりません。

国立市の職員の方も毎年参加されているのですが、このことは御存じですか。

できるだけそういうところには、積極的に行くように言っておりますので、機会があれば行っているかと思います。

同じ甲共第75号証9ページの、上から10行目を見てください。ここの部分には、「行政機関が保存している国民の情報を、住民票コードをマスターキーとして使用して、名寄せされる危険がある」、という記載がありますが、証人の認識もそのとおりであると聞いていいでしょうか。

はい。可能性はあると思います。

で、現在の住基ネットシステムを利用して、どんなふうにして名寄せが可能になると考えているのかを、具体的に説明してください。

住民票を住民コードというのは、全部付されているわけですから、これ書いてあるとおりになんですけれども、それをもって実はいろんなところの、国の機関等が活用しているわけですね。そういったことで、この住民票コードをキーにして集められるといえますか、そのことの可能性が高いというふうに、ここでは言ってるかと思います。

本人確認情報を提供を受けた国の機関等については、住基法の規定で、目的外の利用などは禁止されているのですが、今述べられているその名寄せの危険というのは、国の機関等は法令に違反して個人情報を集約を図る恐れがあるのではないかと、いうことを述べているのですか。

すべてが、善意で安全であるということを前提にすれば、これは無い

と言えますけれども、何度も申し上げてますように、こういったいろんな事件が起こるということを考えれば、性善説ではなくて、性悪説を一つ前提として物事を組み立てていく、これが一番リスク管理といえますか、リスク回避には必要なことだと私は思っております。

甲共第75号証8ページを示す

下から12行目、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、行政機関個人情報保護法といいますけれども、その行政機関個人情報保護法が、改正住基法の附則で義務付けられた個人情報保護の万全を期するための所要の措置とは到底いえない内容である、というふうに記載してありますが、証人の認識もこのようなもので間違いないでしょうか。

はい。当時はそういう認識を持っておりました。

で、証人は、改正住基法の補足で義務付けられた所要の措置を果たすために、行政機関個人情報保護法が制定された、というふうにお考えなんでしょうか。

それは、この調査報告書の中に詳しく書いてありますけれども、所要の措置といっても、保護法だけではないかと思えますけれども、保護法も一つだったというふうに思っております。

小渕内閣総理大臣の答弁の内容を引用して説明しますのでお聞きください。この所要の措置とは、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを、速やかに整えることなどを示すものと認識いたしております、というのが答弁の内容ですが、これで証人の記憶とは違いが無いでしょうか。

正確には私は覚えておりませんので、正確に読み上げていただいたのであれば、そのようにおっしゃったんだと思います。

で、この答弁の内容に照らせば、所要の措置として念頭に置かれていたのは、行政機関個人情報保護法ではなく、個人情報保護法ではないか、と思うんですが、この点についてどういう意見をお持ちでしょうか。

先ほども申し上げましたけれども、所要の措置というのは、個人情報保護法だけではなく、様々な措置を含めて私は言われたんだと思います。このときには、切断したときには、まずは個人情報保護法が成立してないということは明確でありましたので、そのことは言っております。

甲共第75号証の10ページを示す

(2) アで、国立市においては、住基ネット稼働前と同様の手続を取るために、住民が添付しなければならない住民票写しの交付を無料で行っている、という記載がありますが、これは事実でしょうか。

はい、そうです。

この措置を取るために、年間どの程度の枚数の住民票を発行されているのでしょうか。

申し訳ありません。ちょっと今。

概数でも分からないですか。

ええ。申し訳ありませんがちょっと、見てきておりませんので。

国立市のほうでは、調査はされているということですか。

もちろん事務報告いたしますので。

桁数も全く分からないということですか。

申し訳ありませんが、ちょっと見てきておりません。

このような措置を取ることにについて、国立市において年間どの程度の経費を負担されているか、ということは分かりますか。

すみませんが、そのこともちょっと分かりません。

甲共第75号証11ページないし12ページを示す

イの部分を見ますと、国立市への転入者については、転出地の市町村長あてに郵送で転入通知をしていると。それから国立市からの転出者については、転出証明書と共に、送料を国立市負担とする返信用封筒を添えた転出先の市

町村長あての転入通知郵送依頼書を交付していると、こういう内容の記載がありますが、これは事実でしょうか。

はい。事実です。

まず転入通知のほうについて伺いますが、転入通知が、年間何通くらい処理されているかということは分かりますか。

申し訳ありません。それもちょっと分かりかねます。

転出通知についてはどうですか。

それもちょっと正確に見てきておりませんので、申し訳ありません。で毎年4月には、転出入のピーク時になるというふうに思うんですが、この時期に転入通知や転出通知にかかわる事務が集中するということはありませんか。

大体時期的にピークがあるかと思いますので、その時期には集中すると思えます。

この時期に、国立市においては、担当職員の一時的な増員等の対策は取られてないんでしょうか。

いいえ、それは取っておりません。どうしても必要なときには、周りの職員が手伝ってしておりますので、今のところは不便は生じておりません。

それから先ほどの、主尋問の中でも話が出ましたが、住基ネットに接続することのメリットの問題なのですけれども、国立市の住民が住基ネットに接続をされていないことによって、本来享受できるはずの利便性を享受できてない、というふうにはお考えにならないのですね。

先ほども質問でお答えいたしましたけれども、そのことについて不満は無いということと、さほど住民はこれを利用してない、ということが現実かと思いますので、デメリットはほとんどないんじゃないかな、と思います。

甲共第72号証を示す

この市報の上のほうにある表を見ますと、住基ネットに接続をした場合と接続しなかった場合の、住民の利便性が比較されているのですけれども、住基ネットに接続しない場合には、本来享受できるはずの利便性が享受できない、ということが前提にされているのではないですか。

全く利便性が無いというふうには、先ほどもそういうことはない、と申し上げておりますが、私どもはなぜこれ取ったかという、少ない利便性よりは、安全確保のほうが大事なんだ、ということでこういう措置を今、取っております。

で、今後住基ネットシステムの活用が進んでいくことによって、国立市の住民と他の市区町村の住民が享受している利便性について、格差が広がっていく可能性があるとは、お考えにはならないのですか。

もうそれと同時に、リスクも高まっていくわけですから、その均衡の中で判断したい、というふうに思っております。

それから転出入に伴う事務処理の方法について、先ほど確認しましたけれども、他の市区町村のほうから見れば、国立市との間のみににおいて、住基ネットを利用しない事務処理を引き続き行わなければいけない、ということですから、事務処理の効率性が阻害されている、というふうには考えられないのですか。

まあ我が市、一市でそのことを取りあえずやらせていただいているわけですから、各自治体にそれが散らばったときに、多数来るわけではありませぬので、さほど重い事務が増えるということにならないかと思いますが。

後出の乙共第31号証を示す

まず、この文書の内容ですけれども、国立市長である証人が、各都道府県住民基本台帳ネットワークシステム担当課長にあてて、住基ネットの二次稼動

後の住民基本台帳事務，この処理について依頼をされたというものです。

はい。

国立市の住民に関する住民基本台帳事務の処理については，この文書の1から5に記載されたとおりに取り扱ってもらいたい，という依頼をするものということでしょうか。

そうですね，はい。

この文書を受け取った各都道府県の担当課においては，この文書の内容を当該都道府県自身の担当者，それから当該都道府県下の市区町村の担当者に周知徹底した上で，国立市の住民について，住民基本台帳事務を処理する際には，この文書に記載されているとおりに取り扱わなければならない，ということになるのでしょうか。

これはお願い事項ですので，取扱いをよろしく，ということです。

で，このような事務処理，特に依頼されるということなので，他の市区町村や都道府県に対して，本来予定していない事務をお願いすることになるのではないかと思います。この点についてはどのようにお考えなのですか。

当然共同のシステムに参加してないわけですから，私どもは従来のやり方でやらしていただくということでいえば，繋いでいらっしゃる自治体と違う処理をお願いすることになったということで，改めてこの文書を出させていただいた経緯がございます。

この文書から離れてお聞きしますけれども，都道府県あるいは国の機関等においても，市区町村と同じような理由になるんでしょうけれども，国立市が住基ネットから切断しているということによって，従来のシステムや事務処理を残さなければならないと，そういう不利益を被っているというふうにはお考えにはならないのですか。

先ほどの御質問と似通ったことかと思えますけれども，全自治体幾つあるでしょう，30近くございますが，そこに国立の住民が移動する

際、集中的に一つの自治体に移動するわけではないわけですから、従来の形でお願いすることにはなりますけれども、かほど大きな負担にはならないかと思います。いずれにしても、お願いしなきゃいけないことですので、このことについては、この幾つかの事項についてよろしく、ということで御依頼を申し上げました。

先ほどの証言の中で、他の自治体からは特に苦情は出てない、ということを述べていらっしゃいましたが、東京都知事のほうから、住基法の規定通り住基ネットに接続するよう、是正の勧告を受けているのではないのですか。

はい。いただいております。

で、このような是正の勧告をしていること自体が、国立市に取扱いに対する苦情ではないか、とも思うんですが、この点についてはどうお考えなのか。

まあ一応政府のほうは、参加しないのは違法だ、と言っておりますので、こういう勧告をされたんだ、というふうに思います。

被告地方自治情報センター代理人（橋本）

いろいろ伺いしておりますと、国立市がネットから切断した極めて大きな理由の一つとして、住基ネットで拡散する、という表現を使っておられましたが、住基ネットを通じて得られる個人情報というのが、どこでどのように取得、管理、消去されるのか具体的に把握できず、且つその安全性が確認できない、これがものすごく大きな比重を占めているように私は理解したんですが、そういうことでよろしいですか。

はい。

このいわゆる、拡散するルートなんですけど、国立市から東京都に提供されて、東京都から地方自治情報センターのシステムを経由して、それで住民基本台帳法にずっと列記してある各行政機関がそれを利用できると、そういうふうになってるわけですね。

はい。

先ほちょっとやり取りが分からなくなったんですが、どのように取得というのは、今の中で出てくるのは、東京都、それから地方自治情報センター、それから法律に列記してある行政機関ということになるんですが、そのどの段階を指して、どのように取得が問題だ、というふうにお考えですか。

主にここで質問させていただいたのは、国の機関について、質問させていただいた経緯があるかと思います。

従前ですね、これは例えば、聴き取り報告書甲共75号証の10ページにも書いてあるんですが、例えば恩給の事務ということで説明してありまして、恩給の事務につきましては、総務省人事恩給局が、毎月1回該当者のリストを郵送で国立市に送付し、市はこれに郵送で回答しているということですね。

はい。

間違いないですね。

はい。

これは従前からそうやってるし、今もそうやっている、ということですね。

そうです。

そうすると、この恩給の給付に関する事務で、該当者のリストが総務省人事恩給局に提供される、これはそういうリストだということは、国立市が把握できる、これは間違いないんですが、それが総務省人事恩給局に届いたあと、どのように管理されて消去されているのかというのは、具体的に把握してその安全性を確認してますか。

いいえ、確認をしてないと思います。

そうすると、その総務省人事恩給局が、恩給の給付に関する該当者のリストを取得する方法が、住基ネットであれば住基ネットのシステムを通じて恩給局のほうで取得すると。それ取得したか、してないか、これ国立市では分からない、これはそのとおりなんです、そのあとの管理、消去されることに

関しては、国立市では把握できないというのは、従前あるいは現在も、住基ネットを使おうが使わまいが、分からないという、同じことと理解してよろしいですか。

一つには、今おっしゃいましたように、従前のやり取りですと、確実に市とその恩給局とのやり取りですから、相手が見えたなかで確認作業ができます。ただ、今は、住基ネットというやり方でやりますと、自治体にはその報告、直接のやり取りがあってその情報を渡すという行為がないわけですから、その確認はできません。すると先ほど申し上げましたように、ある意味では拡散していくというのは、各全国の自治体等にも拡散していくわけですから、その直接の恩給局と市のやり取りのなかで、確認作業ができるというのは、もう圧倒的に量が違うかというふうに思います。

それで先ほども言いましたように、人の関係は、確かに従前の方法ですと、この情報はこういうもので、恩給局に行くというのは、これはつきりします。そのあとの恩給局に渡ったあとについて、管理とか消去については、今、国立市が取っておられる方法であろうが、住基ネットを利用しようが、全く同じではないか、ということを確認したいんですけれども。

相手が確認できてる行為ですので、こちらがそのことについて確認作業しようと思えば、追跡は可能かなというふうに思いますが。

追跡したことありますか。

いいえ、そのことはまだございません。

裁判官（岡本）

国立市では、一時住基ネットに加入して、システムを稼働させていた期間があるということで、この期間で、行政上ですとか、その市民の方々、何らかのメリットといたしますか、住基ネット接続による利点というものが何かありましたら、お話いただきたいんですが。

それはちょっと。

何も思い浮かばない，ということでよろしいですか。

はい。

甲共第75号証を示す

12ページの下から2行目に，行政事務合理化ということが書いてあるんですが，これについては具体的にどのようなことをお考えでいらっしゃったのか，御説明いただけますか。

通常これまで，文書等でやり取りしていたものを，いわゆるコンピューターネットワークでやり取りがすぐに瞬時にできるわけですから，そういった意味では，ある意味コンピューターシステムを使うということは，合理化につながるかと思います。

言ってみれば，人員削減ですとか，人員とそれに伴うコストの削減，そういうことになりましょうか。

今のところ，格段目に見えていろんなこういう合理化のために，実はいろんなところでコンピューターを入れておりますけれども，格段人員削減につながるとか，事務量が少なくなったとか，経費が削減されたとか，それが目立った削減には，まだつながっていない状況ですね。住基ネットをうちはまだやってないわけですから，これでは分からないわけですが，通常のコンピューターの目的はそれであるはずですが，格段目に見えるような効果というのは，まだ見えてないような気がいたします。

裁判長

市長に就任されてから，個人情報保護という観点で，具体的に講じられた施策，あるいは市の行政のやり方で変えられた点というのは，どういう点があるか挙げていただけますか。

実は私は就任する前までは，情報公開条例と個人情報保護条例が一つ

になったものでした。で、割と早く条例を作っていたものですから、段々今の時代に合わなくなってまいりましたので、まずは個人情報保護条例を、きちんと今の時代に合うものにするために審議会を開いて、そのことについて別々の条例として仕立てました。

具体的な市の行政事務のやり方で、変えられた点というのはありますか。

例えば、事件がたくさん起こってますね。オレオレ詐欺とか、成りすましとか。まあそれでそういう情報管理する側として、これについては大変今気を遣っておりまして、本人確認の提示を厳しく求めていますので、窓口が相当厳しくなりました。

今後検討されている事項というのは、どういう点がありますか。

実は先ほどセキュリティー面について、調査を徹底していただきまして、大変お恥ずかしい調査結果になってるかと思いますが、このようなことに基づいて、財政的に限りはありますけれども、できるだけ全体的なセキュリティー面についてレベルアップして、一番は職員の意識改革だと思いますが、そのことについては、懸命に施策をたてていきたいな、というふうに思っております。

原告ら代理人（渡辺）

この住基ネットについて、どうしても効率化であるとか、利便性がどうかということが問題になっているようなんですけれども、例えば住民の側から見て、例えば年給などの現況届なんかが、今までは郵便で来ていたわけで、郵便で出すというようなことを、市の行政と市民との関係なんかからいってですね、住基ネットになったら現況届なんか出さなくていいとか、そういうふうに全部コンピューターで処理されるようになるわけですね。それについての市民の方の感覚というのか、それについて何かおっしゃることがあれば、ちょっと触れていただきたいんですが。

市民については、先ほど申し上げました。国立市民はその安全面とい

うことに大変気を遣っておりますので、特段便利になることを望んで、というふうに見えないんですが、逆に行政側から申し上げますと、実はコンピューターによってすべて事務処理が、窓口といいますか、行政の職員と対応しなくても済むということが、段々進んでくるわけです。申請もパソコンで申請できるとか。そうしますと、私たちは、実は市民個人一人一人に向かいながら、命とか財産とか守るということ、とても一番の課題にしておりますので、画面を通じてやり取りをするのではなく、基本的には行政のあるべき姿は、フェイス・ツー・フェイスであろうと思っておりますので、いかにIT化が進もうと、実は福祉の面とか教育の面から考えれば、できるだけ直接市民に触れる機会を増やす、ということが、これからの大きな使命だというふうに考えております。

例えば、現況届なんかを郵便で配達されると、その辺りで受け取ったお年寄の方なんかの反応なんかに付いて、聞いておられることがありますか。

国立市は、お一人でお住まいの方も大変多いんですが、実は孤立していらっしゃる方も大変多ございます。一人で家の中に閉じこもっている方が、郵便配達の郵便屋さんが来たときに、社会とつながる唯一の人だということで、その方を捕まえて、長々と話をしてくるとか、そういったことで、実は郵便物も大事な社会と人を繋ぐという役割をしてるんだ、ということを感じ取りますので、すべてがコンピューター化していいのかとか、それを使えない人たちもいるわけですから、そういった面倒くさくてもやるということも、非常に今後高齢社会に向かっては大事な、というふうに思っております。

すると利便性だとか、効率化ということを絶対的な価値基準にする、ということについては、考えなきゃいけない、ということなんじゃないかな。

ええ、むしろ行政は、合理的な経営ではなく、非合理的であっても、

それはやり続けることを大きな課題にしなければいけないんだろう、と
いうふうに思っております。

以 上